

(每月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十回發行)

縣報

第四百五十四號

明治卅八年七月九日

和歌山縣

○公文

○和歌山縣令第三十號

和歌山縣物產陳列場職制左ノ通り相定ム

明治三十八年七月五日

和歌山縣知事

伯耆 清 謹 啓 敬

和歌山縣物產陳列場職制

第一條 物產陳列場ニ左ノ職員ヲ置ク

場長

主事

書記

看守人

第二條 場長ハ知事ノ命ヲ承ケ部下ノ職員ヲ指揮監督シ場務ヲ掌理ス

第三條 主事ハ場長ノ指揮ヲ承ケ場務ヲ處理ス

第四條 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第五條 看守人ハ上司ノ指揮ヲ承ケ陳列品ノ看守其他出品ニ關スル庶務ニ従事ス

縣報第四百五十四號

明治三十八年七月九日

第三種郵便物認可

第六條 縣内ノ地區又ハ業種ニ從ヒ必要ニ應シ委員ヲ置ク

第七條 委員ハ出品ノ勸誘其他場長ノ囑委スル出品事務ヲ處理ス

○和歌山縣告示第百六十號

本縣物産陳列場規則左ノ通り改正ス

明治三十八年七月五日

和歌山縣知事

伯爵 清 棲 家 毅

和歌山縣物産陳列場規則

第一章 總 則

第一條 本場ハ和歌山公園内ニ設置シ和歌山縣物産陳列場ト稱ス

第二條 本場ニ參考館及販賣館ヲ置ク

參考館ハ縣下物産ノ見本ヲ蒐集シ及産業者ノ比較研究ニ資スヘキ内外諸種ノ商品、模型、圖案等ヲ陳列ス

販賣館ハ商工業者ノ委託ニ應シ其商品ヲ陳列シ之ヲ販賣ス

第三條 本場ハ産業ニ關スル公報其他ノ圖書ヲ備ヘ公衆ノ縦覽ヲ許ス

第四條 陳列品ニ對スル商取引又ハ原料ニ關シ調査ヲ要スルモノアルトキハ其請求ニ應シ本場ニ於テ之レカ調査報告ヲ爲スヘシ但シ特ニ費用ヲ要スルトキハ請求者ヲシテ其實費ヲ負擔セシム

第五條 本場内ニ賣店又ハ休憩所ヲ設ケ其他場内ノ一部ヲ使用セントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ願出ツヘシ

- 一、使用セントスル場所ノ位置面積及畧圖
- 二、目的及設計ノ方法若シ建造物ヲ設ケンストキハ其構造圖面

縣報第百五十四號

明治三十八年七月九日

第三官廳 貨物部 司

二一

三、使用期間

前項ノ出願者ハ和歌山市内ニ於テ身元確實ナル保証人二名以上ヲ定メ其願書ニ連署セシムルコトヲ要ス

第二章 出 品

第六條 本場ニ出品セントスル者ハ別記書式ニ依リ目錄書ヲ差出シ本場ノ承認ヲ受クヘシ但シ目錄書ト共ニ現品ヲ携帯スルコトヲ妨ケス

第七條 本場ハ左ニ掲グル出品ヲ拒絕ス

- 一、風教ニ害アルモノ
- 二、他ニ損害ヲ及ホシ又ハ危險ノ虞アルモノ

第八條 工藝品ハ出品人ノ希望ニ依リ時期ヲ定メテ參考館ニ陳列シ其期間滿了後之ヲ販賣館ニ移スコトヲ得

第九條 現品ノモテ其性質及効用ヲ示シ難キ出品ニハ説明書又ハ物品ヲ添出スルコトヲ要ス

第十條 出品人本場ヨリ出品承認ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ現品ヲ發送スヘシ本場ニ於テ前項ノ出品ヲ受領シタルトキハ其旨出品人ニ通知ス但シ特ニ受領証ヲ請フモノアルトキハ之ヲ交付スヘシ

第十一條 出品物ノ荷造及運送ニ要スル費用ハ出品人ノ自費トス但參考館ノ出品ニ限リ本場ニ於テ其運送費用ヲ支辨ス

第十二條 出品ノ區分及陳列ハ本場ニ於テ之ヲ設定ス

第十三條 出品人ハ本場ノ承認ヲ受ケ自費ヲ以テ特別ノ陳列又ハ裝飾ヲ爲スコトヲ得

第十四條 出品ノ代價ニ變更アルトキハ可成速ニ本場ニ届出ツハシ

第十五條 出品物ハ出品人ノ申出ニ依リ若クハ本場ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ引換レ
メ又ハ返還スヘシ

第十六條 左ノ場合ニ於テハ陳列品ヲ撤去ス

一、物質又ハ状態ニ異變ヲ生シタルカ爲メ陳列ニ適セフト認ムルトキ

二、陳列ノ都合ニ依ルトキ

前項ニ依リ撤去シタル陳列品カ寄贈品ナルトキハ本場ニ於テ適宜之ヲ處分ス

第十七條 出品物ハ本場ニ於テ相當ノ警護ヲ爲スヘシト雖モ不可抗力ニ因ル損害及盜難ニ
對シテハ本場其責ニ任セス

第十八條 販賣品ノ販賣代金ハ毎月一回以上精算シテ出品人ニ通知シ之ヲ交付ス

前項代金ノ送付ヲ要スルモノハ其代金ノ内ヨリ送金費用ヲ控除シ殘金ヲ送付ス

第三章 觀 覽

第十九條 本場休日ヲ除クノ外毎日左ノ時間中觀覽ヲ許ス但シ都合ニ依リ時間ヲ伸縮シ又
ハ觀覽ヲ停止スルコトアルヘシ

〔自四月一日〕
〔至十月三十一日〕

午前八時開
午後四時閉

縣廳第四百五十四號

明治三十八年七月九日

第三五號郵便物認可

〔自十一月一日〕
〔至三月三十一日〕

午前九時開
午後四時閉

第二十條 本場ハ月曜日及十二月廿九日ヨリ同三十一日マテヲ休日トシ各館ヲ閉鎖ス但シ
本場ニ於テ必要アリト認ムルトキハ之カ變更ヲ爲スコトアルヘシ此場合ニアリテハ門前
ニ揭示ス

第二十一條 本場ノ觀覽ハ無料トス

第二十二條 觀覽人ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一、危險若クハ巨大ノ物品ヲ携帯シ又ハ畜類ヲ牽キテ入場スルコトヲ得ス

二、看守人ノ承諾ヲ經スシテ陳列品ニ觸ル、コトヲ得ス

三、本場ノ承諾ヲ受ケスシテ陳列品ヲ撮影又ハ模寫スルコトヲ得ス

四、揭示事項及場員ノ注意ニ從フヘシ

第二十三條 觀覽人本場ノ販賣品ヲ購買シタルトキハ直ニ其代金ヲ差出シ現品ノ引渡シヲ
受クヘシ

第二十四條 觀覽人場内ノ物品ヲ毀損シタルトキハ相當ノ辨償ヲ爲サシムヘシ

第二十五條 癡癪人、醉狂人、其他秩序風俗ヲ亂ルノ虞アル者ハ入場ヲ禁シ又ハ退場セシム
ヘシ

(別記)

出品目録

番 號	品 名	數 量	代 價	目 的

右貴場規則ニ遵ヒ出品致度候也
明治 年 月 日

住 所
氏 名 印

和歌山縣物産陳列場御中
備考
代價欄ニハ出品當時ノ單價ヲ記載スヘシ

縣報第四百五十四號 明治三十八年七月九日 第三種郵便物認可 四

出品 番號	産 地	一箇年 産額	卸賣 直段	注文ニ應 シ得 ラルヘキ額	商店又 ハ製造 場 在

目的欄ニハ (參考品) (販賣) (寄贈) (何箇月間參考館ニ陳列ノ後販賣) 等ノ區別ヲ記
載スヘシ
寄贈品其他參考館出品ナルトキハ左ノ説明ヲ添付スヘシ

說 明

○和歌山縣告示第百六十一號

水産講習所ニ於テ製鹽技術員養成科生徒拾名募集相成候條志願者ハ左記事項了知ノ上來ル
八月十日マテニ願書差出スヘシ

明治三十八年七月六日

和歌山縣知事 伯爵 清 棧 家 教

- 一 製鹽技術員養成科ハ製鹽ノ技術者タルヘキモノヲ養成ス
- 一 修業期限ハ六箇月ニシテ其學科課程左ノ如シ

學科	學期	週時	自九月十一日 至九月二十日	週時	自九月二十一日 至十月三十一日	週時	自十一月一日 至三月十五日
化學						四	化學
分析及鑑査法						二〇	定性法 定量法 鑑査法
物理學及氣象學	不定					四	物理學、氣象學
製鹽法	不定	製鹽法大意				四	製鹽法、 鹽ノ用途及變性法
法規						一	鹽專賣法

縣報第四百五十四號

明治三十八年七月九日

第三種郵便物認可

五

實 習	不定	氣象觀測 製鹽法實習		
-----	----	---------------	--	--

本表ノ外必要ト認ムル學科ノ講習ヲナスコトアルヘシ

- 一 入學志願者ハ左ノ資格ヲ有シ年齡三十年以下ニシテ當該學校長ノ証明アルモノハ試験ヲ要セス入學ヲ許可ス

但入學志願者定員ヲ超過シタルトキハ第一號ノ外撰抜試験ニヨリテ採用ス

- 一、水産講習所卒業又ハ水産傳習所卒業ノ者

- 二、府縣立中學校ト同等以上ノ認定アル水産學校及農學校卒業ノ者又ハ府縣立中學校卒業ノ者

- 一 撰抜試験ノ科目ハ隨時之ヲ定ム

- 一 入學志願者ハ規定ノ書式ニ準シタル入學願書ハ履歷書及体格檢査書ヲ添ヘ地方廳ヲ經テ差出スヘシ

書式ハ本年四月告示第百三號ヲ參照スヘシ

○和歌山縣告示第百六十二號

左記ノ者死亡ニ依リ本日和歌山縣產婆名簿ノ登録ヲ取消ス

明治三十八年七月七日

和歌山縣知事 伯爵 清 棧 家 教

那賀郡小倉村大字吐前三百三十八番地

可認物便郵種三第日八月五年三十三治明

明治三十八年七月八日即開
明治三十八年七月九日發行

〔金銀代價〕

和歌山縣

和歌山市久保町一丁目一番地
和歌山市久保町一丁目二十四番地
和歌山市久保町一丁目二十四番地
和歌山市久保町一丁目二十四番地

<p>(毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十回發行)</p>

縣報第四百五十四號

明治三十八年七月九日

第三種郵便物認可

七終

<p>時十八分 三十五秒 ヨリ五秒 間共ニ微 震午后五 時五十分 ヨリ同六 時四十五 分迄東方 ニ雷鳴東 南及南西 ニ電光月 環現ル</p>	<p>午後六時 五十三分 ヨリ同八 時廿三分 迄西北西 ニ電雷</p>	<p>降雨ス 午前九時 三十八分 海上風雨 ノ警報着 電</p>	<p>ス 午後四時 〇六分ヨ リ同三十 六分迄南 西ニ雷鳴</p>	<p>月暈日暈 虹現ル</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------	------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	---------------------